

人事行政の運営等の

状況について

～令和2年度～

鈴鹿市では、市職員の給与や定員管理、競争試験等の情報をお知らせし、人事行政運営における公平性や透明性を確保するため、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2及び鈴鹿市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、鈴鹿市の人事行政の運営等の状況について公表しています。

■内容

- 1 任免及び職員数に関する状況
- 2 給与の状況
- 3 勤務時間その他の勤務条件の状況
- 4 分限及び懲戒処分の状況
- 5 サービスの状況
- 6 退職管理の状況
- 7 職員の研修
- 8 福祉及び利益の保護状況
- 9 公平委員会の業務の状況

鈴鹿市

目次

1	<u>任免及び職員数に関する状況</u>	1
	(1) <u>採用退職等の状況</u>	1
	(2) <u>職員数の状況</u>	2
2	<u>給与の状況</u>	4
	(1) <u>総括</u>	4
	(2) <u>一般行政職給料表の状況</u>	5
	(3) <u>職員の平均給与月額、初任給等の状況</u>	6
	(4) <u>一般行政職の級別職員数等の状況</u>	8
	(5) <u>職員の手当の状況</u>	10
	(6) <u>特別職の報酬等の状況</u>	13
3	<u>勤務時間その他の勤務条件の状況</u>	14
	(1) <u>一般職員の勤務時間の状況</u>	14
	(2) <u>休暇制度の概要</u>	14
	(3) <u>休暇の取得状況</u>	15
4	<u>分限及び懲戒処分の状況</u>	16
	(1) <u>分限処分者数</u>	16
	(2) <u>懲戒処分者数</u>	16
5	<u>サービスの状況</u>	17
	(1) <u>職務専念義務免除の概要</u>	17
	(2) <u>営利企業等への従事状況</u>	17
	(3) <u>鈴鹿市職員倫理規程</u>	17
6	<u>退職管理の状況</u>	18
	(1) <u>退職管理の概要</u>	18
7	<u>職員の研修</u>	19
	(1) <u>研修の概要</u>	19
	(2) <u>勤務成績の評定の状況</u>	19
8	<u>福祉及び利益の保護状況</u>	20
	(1) <u>労働安全事業の状況</u>	20
	(2) <u>互助会への補助金の状況</u>	20
	(3) <u>その他福利厚生事業の状況</u>	20
9	<u>公平委員会の業務の状況</u>	21
	(1) <u>措置要求及び不服申立ての状況</u>	21

1 任免及び職員数に関する状況

(1) 採用退職等の状況

ア 新規採用者数 単位（人）

令和元年度 (平成31年4月1日採用)		令和2年度 (令和2年4月1日採用)	
職 種	採用者数 (うち女性)	職 種	採用者数 (うち女性)
事務（一般）	28（8）	事務（一般）	16（5）
技術（土木）	6（0）	技術（土木）	5（0）
技術（建築）	2（0）	技術（建築）	1（0）
保育士	7（7）	技術（機械）	1（0）
保健師	3（3）	保育士	18（17）
消防	8（0）	幼稚園教諭	1（1）
		保健師	2（1）
		消防	6（1）
		労務（調理員）	3（2）
合計	54（18）	合計	53（27）

イ 再任用の状況（令和2年4月1日現在） 単位（人）

区 分	フルタイム勤務	短時間勤務	合 計
市長部局ほか	3	73	76
教育委員会	4	9	13
消防	0	12	12
上下水道局	0	10	10
合 計	7	104	111

ウ 退職者数（平成31年4月1日～令和2年3月31日） 単位（人）

区 分	定年退職	早期退職	普通退職等	合 計
市長部局ほか	22	5	12	39
教育委員会	2	1	0	3
消防	3	0	1	4
上下水道局	0	0	1	1
合 計	27	6	14	47

※再任用職員は除く

(2) 職員数の状況

ア 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

単位（人）

区分		職員数（人）		対前年 増減数	主な増減理由	
		H31	R2			
普通会計部門	一般行政部門	議会	11	11	0	◇国体業務の拡大（総務） ◇子育て支援業務の充実（民生） ◇業務の見直し（衛生，土木）
		総務	251	254	3	
		税務	67	66	-1	
		民生	271	284	13	
		衛生	83	79	-4	
		労働	1	1	0	
		農林水産	31	32	1	
		商工	18	17	-1	
		土木	165	162	-3	
	小計	898	906	8	<参考>人口1万人当たり職員数 45.33 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 49.56 人)	
普通会計部門	教育	168	165	-3	◇幼稚園の休園（教育）	
	消防	203	205	2		
	小計	1,269	1,276	7		<参考>人口1万人当たり職員数 63.84 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 66.91 人)
公営企業等 会計部門	水道	67	67	0		
	下水道	40	39	-1		
	その他	53	53	0		
	小計	160	159	-1		
合計		1,429 (1,496)	1,435 (1,496)	6 (0)	<参考>人口1万人当たり職員数 71.79 人	

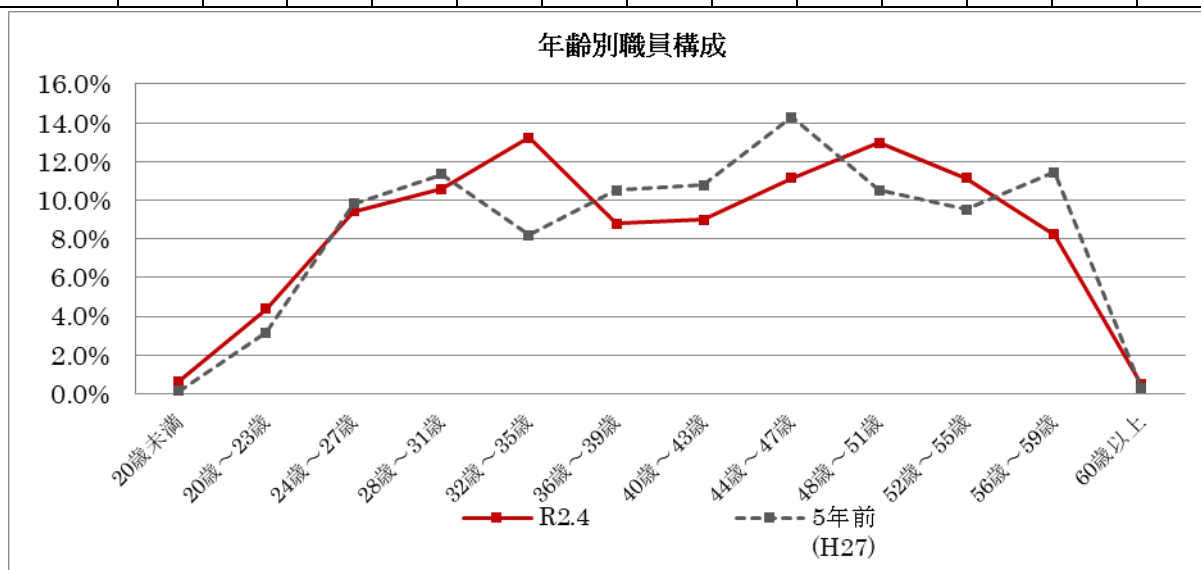
※総務省地方公共団体定員管理調査による

※職員数は一般職に属する職員数 ※()内は、条例定数の合計数

イ 年齢別職員構成の状況（令和2年4月1日現在）

単位（人）

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	9	63	135	152	190	126	129	160	186	160	118	7	1435



ウ 職員数の推移

年度 部門別	H27	H28	H29	H30	R1	R2	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	876	890	886	893	898	906	30 (3.4%)
教育	185	166	169	168	168	165	△20 (△10.8%)
消防	200	204	205	203	203	205	5 (2.5%)
普通会計計	1,261	1,260	1,260	1,264	1,269	1,276	15 (1.2%)
公営企業等会計計	166	167	164	162	160	159	△7 (△ 4.2%)
合計	1,427	1,427	1,424	1,426	1,429	1,435	8 (0.6%)

※各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

エ 障がい者の任用状況(令和2年6月1日現在)

	鈴鹿市	市長部局	教育委員会	上下水道局
障がい者雇用者数(人)	49.5	38.0	4.5	7.0
雇用率(%)	2.72	2.71	1.55	6.11

オ 女性職員の登用状況(令和2年4月1日現在)

	管理職			女性管理職の内訳		
	総数 (人)	うち女性の数 (人)	うち女性の割合 (%)	部長級 (人)	次長・参事級 (人)	課長級 (人)
市長部局ほか	200	45	22.5	1	3	41
教育委員会	19	4	21.1	0	0	4
消防	43	0	0	0	0	0
上下水道局	23	1	4.3	0	0	1
合計	285	50	17.5	1	3	46

2 給与の状況

(1) 総括

ア 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口（令和元年度末）	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)平成30年度人件費率
令和元年度	人 199,488	千円 63,992,704	千円 728,545	千円 12,130,137	% 19.0	% 19.8

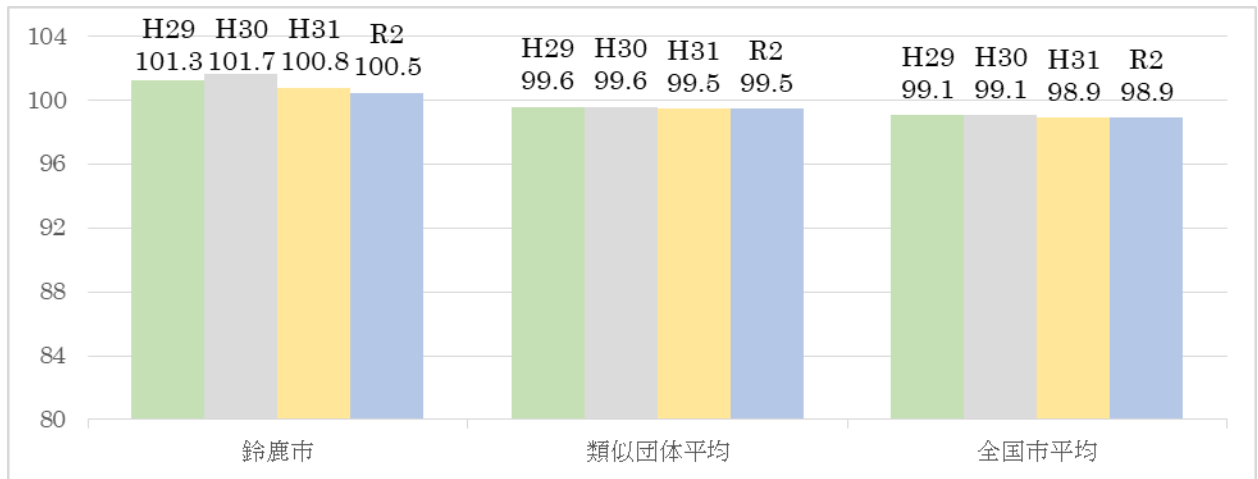
イ 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給 与 費				1人当たり給与費 B/A	類似団体平均1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)		
令和元年度	人 1,296	千円 4,912,667	千円 1,779,660	千円 2,218,473	千円 8,910,800	千円 6,876	千円 6,317

※職員手当には退職手当を含まない

※職員数は平成31年4月1日現在の人数

ウ ラスパイレス指数の状況



※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

エ 給与制度の総合的見直しの実施について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等により取り組むとされている。

(ア) 給料表の見直し

[実施]

実施内容（平均引き下げ率，実施（予定）時期，経過措置の有無等具体的な内容）

（給料表の改定実施時期） 平成 27 年 4 月 1 日

（内容）

- ・ 一般行政職の給料表について，国の見直し内容を踏まえ，平均 2%引き下げ。
- ・ 1 級及び 2 級の初任給に係る号俸は引き下げなし。
- ・ 3 級以上の級の高位号俸は 50 歳代後半層における官民の給料差を考慮して最大 4%程度引き下げ。
- ・ 40 歳台や 50 歳台前半層の勤務成績に応じた昇給機会の確保の観点から，5 級・6 級に号俸を増設。
- ・ 激変緩和のため，4 年間（平成 31 年 3 月 31 日まで）の経過措置（現給保障）。

(イ) 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準 12%に対し，鈴鹿市においても 12%を支給

（実施時期）平成 27 年 4 月 1 日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし，平成 27 年 4 月 1 日時点は 10%。給与改定後は平成 27 年 4 月に遡及し 10.5%，平成 28 年 4 月 1 日時点からは 12%を支給。

	平成 27 年度の支給割合		平成 28 年度から令和 2 年度までの 支給割合
	4 月 1 日時点	遡及改定後	
国基準による 支給割合	10%	10.5%	12%
鈴鹿市の支給割合	10%	10.5%	12%

(ウ) その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について，国と同様に見直しを実施。（平成 27 年 4 月 1 日実施）

(2) 一般行政職給料表の状況（令和 2 年 4 月 1 日現在）

単位(円)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1 号給の 給料月額	146, 100	195, 500	231, 500	264, 200	289, 700	319, 200	362, 900	408, 100
最高号給の 給料月額	247, 600	304, 200	350, 000	381, 000	393, 000	410, 200	444, 900	468, 600

(3) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和2年4月1日現在)

(ア) 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
鈴鹿市	41.9歳	325,027円	447,637円	397,078円
三重県	44.5歳	338,900円	432,902円	378,923円
国	43.2歳	327,564円	—	408,868円
類似団体	42.0歳	320,050円	409,200円	365,953円

(イ) 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
鈴鹿市	43.6歳	356,471円	463,043円
三重県	高等学校教育職	46.3歳	387,800円
	小中学校教育職	42.2歳	360,000円

(ウ) 技能労務職

○職種ごとの人数・平均給与・平均年齢等のデータ

	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国 ^ハ -λ)
鈴鹿市	48.4	89	296,829円	355,801円	343,677円
うち清掃職員	58.8	2	363,200円	431,304円	417,704円
うち学校給食職員	47.1	50	289,616円	342,059円	334,086円
うち用務員	56.8	8	353,925円	409,657円	399,646円
うち電話交換手	52.9	2	340,100円	402,169円	380,912円
うちその他技能労務	45.5	27	285,148円	356,265円	336,613円
三重県	57.3	3	394,300円	461,599円	423,433円
類似団体	49.4	77	300,154円	341,513円	323,185円
国	50.9	2,319	287,283円	—	328,862円

○職種ごとの年齢別人数

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
清掃職員											2		2
学校給食職員			1	1	5	4	6	4	11	4	10	4	50
用務員									1	1	6		8
電話交換手										2			2
その他技能労務				3	3	2	1	6	6	1	4	1	27

○その他給与に関する事項

給料表：国の行政職給料表(一)の内、1級～4級を適用

各種手当：一般職員に準ずる

昇給基準：毎年1月1日に前1年間の勤務状況に応じて4号給(55歳を超える場合は昇給なし)を標準として昇給

○基本的な考え方及び取組内容

技能労務職員の給料については、平成18年4月の給与構造改革に伴う給料表の見直しや、58歳昇給抑制を実施するとともに、平成20年度には特殊勤務手当の見直しを実施した。

また、職員数の削減については、再任用短時間勤務職員の活用により行っている。

※「平均給料月額」とは、令和2年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 ※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 ※「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

イ 職員の初任給の状況（令和2年4月1日現在）

区 分		鈴鹿市	三重県	国
一般行政職	大学卒	188,700円	189,200円	総合職 186,700円 一般職 182,200円
	高校卒	154,900円	154,900円	150,600円
技能労務職	高校卒	150,600円	154,900円	—
教育職	大学卒	(幼稚園教諭)188,700円	210,600円	—

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和2年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	271,612円	362,950円	391,020円	403,843円
	高校卒	—	311,100円	360,587円	382,160円
技能労務職	高校卒	—	326,833円	355,000円	356,733円

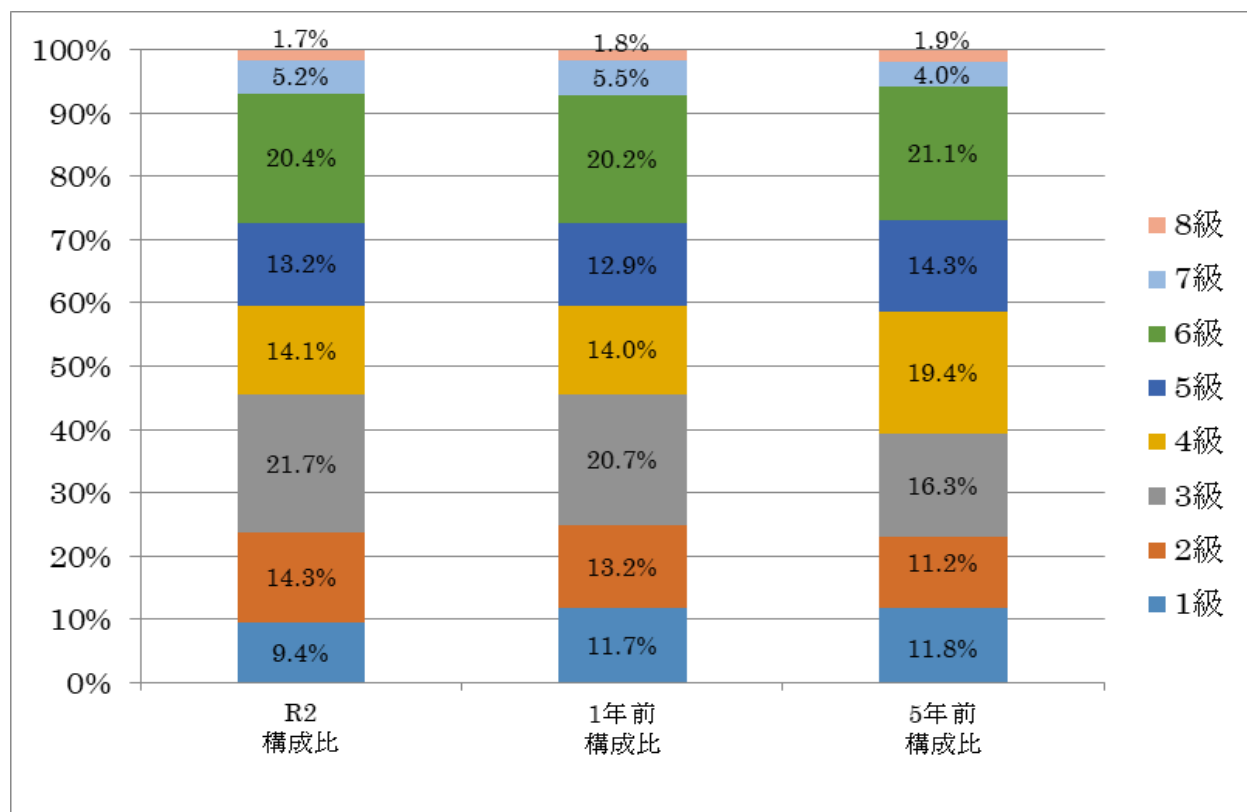
(4) 一般行政職の級別職員数等の状況

ア 一般行政職の級別職員数の状況(令和2年4月1日現在)

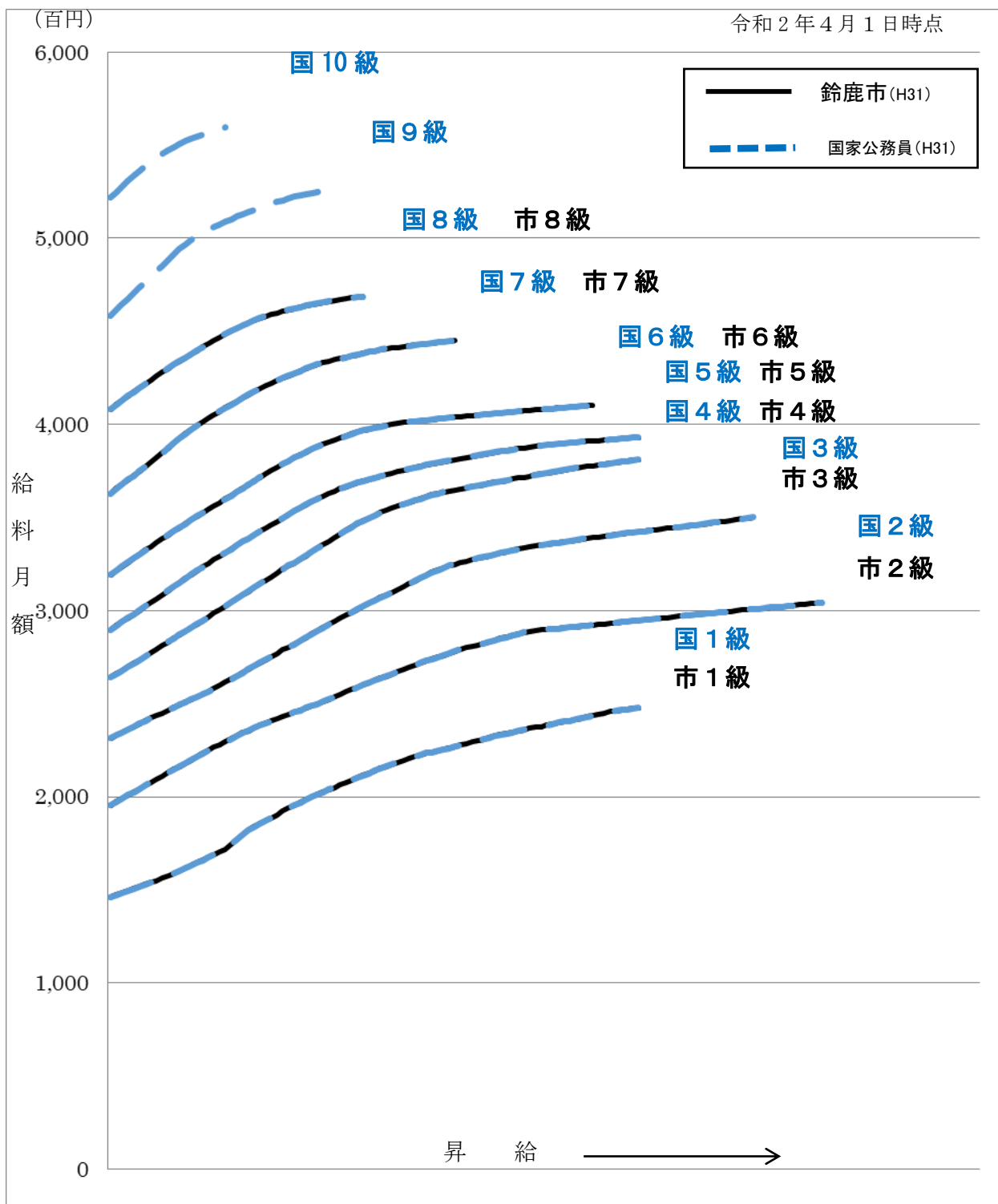
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	定型的な業務を行う職務 技能労務の職務	67人	9.4%
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 高度の技能又は経験を必要とする技能労務の職務	102人	14.3%
3級	副主幹の職務, 主査の職務, 副主査の職務 特に高度の技能又は経験を必要とする技能労務の職務	154人	21.7%
4級	主幹の職務 困難な業務を処理する副主幹の職務	100人	14.1%
5級	困難な業務を処理する主幹の職務	94人	13.2%
6級	課長の職務又はこれに相当する職務	145人	20.4%
7級	次長の職務又はこれに相当する職務	37人	5.2%
8級	会計管理者及び部長の職務又はこれに相当する職務	12人	1.7%
合 計		711人	100.0%

※鈴鹿市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

※標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



イ 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））



ウ 昇給への人事評価の活用状況（鈴鹿市）

令和2年4月2日から令和3年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位, 標準, 下位の区分				
上位, 標準の区分				
標準, 下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和4年度以降		令和4年度以降	

(5) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

鈴鹿市		三重県		国	
1人当たり平均支給額（令和元年度）		1人当たり平均支給額（令和元年度）		—	
1,711千円		1,674千円			
（令和元年度支給割合）		（令和元年度支給割合）		（令和元年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60月分 (1.45)月分	1.90月分 (0.90)月分	2.60月分 (1.45)月分	1.90月分 (0.90)月分	2.60月分 (1.45)月分	1.90月分 (0.90)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階, 職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20%		（加算措置の状況） 職制上の段階, 職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 15~25%		（加算措置の状況） 職制上の段階, 職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 10~25%	

※（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 勤勉手当への人事評価の活用状況（鈴鹿市）

令和2年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位, 標準, 下位の成績率				
上位, 標準の成績率				
標準, 下位の成績率	○			
標準の成績率のみ（一律）		○		
ロ. 人事評価を活用していない			○	
活用予定時期			令和4年度	

ウ 退職手当（令和2年4月1日現在）

		鈴鹿市		三重県	
支給率		自己都合	応募認定・定年	自己都合	応募認定・定年
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分
	勤続35年	39.7575月分	47.7090月分	39.7575月分	47.7090月分
	最高限度額	47.7090月分	47.7090月分	47.7090月分	47.7090月分
1人当たり平均支給額		2,340千円	20,635千円	5,960千円	22,900千円
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置 2～45%		定年前早期退職特例措置 2～45%	

※退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

エ 地域手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（令和元年度決算）			627,509千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）			484,189円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
4級地	12%	1,434人	12%

オ 特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（令和元年度決算）		24,446千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）		106千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和元年度）		17.7%
手当の種類（手当数）		14
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務
市税事務手当	納税課	市税の滞納に関する業務
防疫作業手当	環境政策課 等	感染症が発生し、又は発生するおそれのある場合において、感染症患者若しくは感染症の病原体を有する疑いのある患者の救護に従事したとき 等
清掃作業手当	清掃3場 等	汚物等の収集又は処理に従事したとき
斎苑作業手当	斎苑	火葬作業又は霊柩の運搬作業に従事したとき等
社会福祉業務手当		現業職員が庁外において福祉に関する業務に従事したとき
行旅病人・同死亡人処理手当	保護課	行旅病人・同死亡人の処理に従事したとき
消防手当	消防	消火又は救急業務に従事したとき
夜間特殊業務手当	消防	消防職員が深夜2時間以上消防業務に従事したとき
税外徴収金滞納整理手当	住宅政策課 等	税外徴収金の滞納整理事務に従事したとき
現業手当	道路保全課 等	外勤を常態とする職員が自動車の運転、道路補修又は土木清掃に従事したとき
特殊現場作業手当		高所、急傾斜又は高圧電流等危険な現場で測量又は監督等の業務に従事したとき
用地等交渉業務手当	土木用地課 等	用地取得交渉又は家屋移転交渉の業務に従事したとき
災害出動手当		災害業務に従事したとき
義務教育等教員特別手当		義務教育等学校に勤務する教育職員が市長の指定する業務に従事したとき。

カ 時間外勤務手当

	支給実績(決算額)	職員1人当たり平均支給年額
令和元年度	520,890千円	401千円
平成30年度	471,825千円	365千円
平成29年度	461,379千円	357千円
平成28年度	461,289千円	358千円
平成27年度	522,796千円	405千円
平成26年度	498,765千円	388千円

キ その他の手当(令和2年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和元年度決算)
扶養 手当	子	10,000円	同	139,178千円	224,480円
	子以外の扶養親族	各6,500円			
	※満16歳の年度初めから 満22歳の年度末までの子	各5,000円加算			
住居 手当	自ら居住するための住宅を借り受け月額16,000円を超える家賃を支払っている職員 最高支給限度額28,000円		同	63,489千円	264,537円
通勤 手当	交通機関(電車・バスなど)を利用する職員 最高支給限度額55,000円 交通用具(自動車・バイク・自転車など)を使用する職員 2km以上の距離区分に応じて3,500円~31,600円		異	97,256千円	77,248円

(6) 特別職の報酬等の状況（令和2年4月1日現在）

区 分		給料月額等		
給料	市長	1,058,000円	(参考)類似団体における最高/最低額	1,075,000円 / 600,000円
	副市長	816,000円		883,000円 / 705,500円
報酬	議長	613,000円		648,000円 / 520,000円
	副議長	539,000円		581,000円 / 465,000円
	議員	485,000円		562,000円 / 420,000円
期末手当	市長	令和2年度支給割合 6月期 2.025月分 12月期 2.175月分 計4.20月分		
	副市長	令和2年度支給割合 6月期 1.725月分 12月期 1.875月分 計3.60月分		
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市長	給料月額(退職時)×在職年数×450/100	19,044,000円	任期ごと
	副市長	給料月額(退職時)×在職年数×315/100	10,281,600円	任期ごと

※退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

3 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況

勤務時間、休憩時間及び休息時間は、原則次のように割り振られています。

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	12:00~13:00

※公務運営上の事情により、特別な勤務時間の割振りを行う必要がある場合には、所属長が任命権者の承認を受けて勤務時間を変更することができます。

(2) 休暇制度の概要（令和2年4月1日現在）

区分	種類	内容
年次有給休暇		1年度20日
病気休暇		必要な期間（90日以内）
特別休暇	選挙権その他公民としての権利行使	その都度必要な期間
	証人等としての裁判所等への出頭	
	骨髄バンクへの登録 骨髄若しくは末梢血幹細胞の提供	
	ボランティア休暇	1年度5日以内
	結婚休暇	7日以内
	産前・産後休暇	産前産後8週間（多産は産前14週間）
	育児時間休暇	1日2回 各30分以内 （生後1年以内）
	育児参加休暇	妻の産前産後の期間内に5日以内
	出産補助休暇	入院日から出産後14日以内の期間で3日以内
	子の看護休暇	1年度5日以内（2人以上の場合は10日）
	子等の看護休暇	1年度5日以内
	短期介護休暇	1年度5日以内（2人以上の場合は10日）
	忌引	配偶者10日以内、父母7日以内、 子5日以内、兄弟姉妹3日以内 等
	祭祀休暇	1日
	公務上の負傷、疾病、通勤災害	治療に必要な期間
	生理休暇	1月に2日以内
	妊婦定期検診特別休暇	検診に必要な時間
	妊娠障害休暇	14日以内
通勤緩和休暇（妊娠中）	1日に1時間以内	
夏季休暇	6日以内	
介護休暇	配偶者等の介護	介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月の範囲内の必要な期間

(3) 休暇の取得状況

ア 年次有給休暇の取得状況（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

職員は1年度あたり20日間の年次有給休暇が与えられます。残日数がある場合は、20日を限度として翌年度に繰り越すことができます。

令和元年度の職員一人あたりの平均取得日数は 13.6日です。

イ 育児休業の取得状況（平成31年4月1日～令和2年3月31日）（単位：人）

	市長部局ほか		教育委員会		消防		上下水道局		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
育児休業の取得人数	7	63	0	1	2	0	3	3	12	67
部分休業の取得人数	2	26	0	0	0	0	0	1	2	27

ウ 介護休業の取得状況（平成31年4月1日～令和2年3月31日）（単位：人）

	市長部局ほか		教育委員会		消防		上下水道局		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
介護休業の取得人数	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1

4 分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数

分限処分は、公務の能率を維持することやその適正な運営の確保の目的から、心身の故障や職に必要な適格性を欠くなど一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。その種類として、免職、降任及び休職があります。

令和元年度の分限処分の状況は次のとおりです。 (単位：人(発令回数))

部局	理由	免職	降任	休職	合計
市長部局ほか	心身の故障の場合	0(0)	1(1)	18(64)	19(65)
教育委員会	心身の故障の場合	0(0)	0(0)	3(9)	3(9)
消防	心身の故障の場合	0(0)	0(0)	1(3)	1(3)
上下水道局	心身の故障の場合	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
合計		0(0)	1(1)	22(76)	23(77)

(2) 懲戒処分者数

懲戒処分は、職員が法令や職務上の義務等に違反した場合に道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持・回復することを目的とする処分です。その種類として、免職、停職、減給及び戒告があります。

市民の皆さんからの信頼を確保していくために、今後とも服務規律の遵守の徹底を図るとともに、不祥事が発生した際には厳正に対処してまいります。

令和元年度の懲戒処分の状況は次のとおりです。 (単位：人)

部局	理由	免職	停職	減給	戒告	合計
市長部局ほか	法令に違反した場合	0	1	0	0	1
	信用失墜行為	0	0	0	0	0
教育委員会	法令に違反した場合	0	0	0	0	0
	信用失墜行為	0	0	0	0	0
消防	法令に違反した場合	0	0	0	0	0
	信用失墜行為	0	0	0	0	0
上下水道局	法令に違反した場合	0	0	0	0	0
	信用失墜行為	0	0	0	1	1
合計		0	1	0	1	2

5 サービスの状況

(1) 職務専念義務免除の概要

職員は、法律や条例に特別に定めがある場合以外は、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、市民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行にあたっては全力を挙げてこれに専念しなければなりません。

研修に参加する場合や厚生に関する計画の実施に参加する場合などには、あらかじめ承認を得れば、職務に専念する義務を免除される場合があります。

(2) 営利企業等への従事状況

職員は、全体の奉仕者であり、職務専念義務を負うことから、任命権者の許可を受けなければ、営利企業等の役員等を兼ねることや自ら営利企業を営むこと、その他報酬を得ていかなる事業又は事務にも従事することはできません。

令和元年度の許可件数は次のとおりです。

内 容	件数
不動産賃貸等	1
役員、委員、指導員等	22

(3) 鈴鹿市職員倫理規程

鈴鹿市職員の倫理をより一層保持し、信頼される市政の遂行を図るために、鈴鹿市では、平成11年1月に鈴鹿市職員倫理規程を制定しました。

この規程では、本市の職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の皆さんからの負託を受け、許認可や検査、補助金の交付など様々な業務に携わっている中で、職員一人ひとりが公正な職務の執行に心がけ、市民の皆さんから疑惑や不信を招くような行為を防止するなど、皆さんとの信頼を確保することを目的としています。今後もより一層の綱紀の肅正と、公正公平な職務の取組を進め、市民の皆さんに信頼される職員であり続けたいと考えています。

6 退職管理の状況

(1) 退職管理の概要

平成 28 年 4 月 1 日、「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 34 号）（以下「改正法」という。）」が施行され、退職管理の適正確保に必要と認められる措置を講ずるものとされました。

鈴鹿市においても、改正法による規制のほか、「鈴鹿市職員の退職管理に関する規則（平成 28 年 3 月 24 日規則第 31 号）（以下「規則」という。）」を制定し、職員の退職管理の適正化を図り、公務の公正性及び信頼を確保できるよう、次のことに取り組んでいます。

- ・ 地方公務員法第 38 条の 2 第 6 項第 6 号の承認を得ようとする場合の承認申請書の提出（規則第 12 条）

承認申請の提出数（令和 2 年度） 0 件

8 福祉及び利益の保護状況

職員の心身の健康の確保、勤務意欲及び勤務能率の増進に資することを目的とした福利厚生事業を実施しています。

令和元年度は、次のような事業を行っています。

(1) 労働安全事業の状況

労働安全衛生法及び鈴鹿市職員の安全及び衛生管理に関する規程に基づき、事業者責任として、職員の安全と健康を確保するため下記の労働安全衛生事業を実施しています。

事業の名称	事業の内容
安全衛生管理	安全衛生審議会を中心に安全衛生体制の機能充実を図っています。 メンタルヘルス対策として、第三者機関による電話相談窓口の利用の周知及びメンタル嘱託医を設置して、研修会や相談体制の充実に努めています。 交通安全運動期間中の街頭指導及び安全運転管理者や新規採用職員等を講習会に派遣して職員の交通事故防止に努めております。
職員の健康管理	年1回全職員(人間ドック受診者を除く)を対象とした定期健康診断や、産業医による保健指導を実施しています。 業務上必要と認められる職員に対し、深夜業務従事者検診、B型肝炎予防接種、潜水業務検診を実施しています。 また、各種がん検診、VDT作業検診は希望者を募り実施しています。
労働安全衛生事業の決算額	11,082 千円

(2) 互助会への補助金の状況

地方公務員法第42条の趣旨により、市が行う職員の保健、元気回復その他厚生に関する事業を円滑に行うために職員の互助組織である鈴鹿市職員共済組合に実施させ、共済組合に助成しています。

補助対象事業	事業の内容
福利厚生事業	人間ドック、脳ドックに要した経費、職員の元気回復慰安事業の経費への助成
補助金の決算額	13,570 千円

(3) その他福利厚生事業の状況

職員の共済制度については、地方公務員等共済組合法に基づき三重県市町村職員共済組合が、公務災害補償については地方公務員災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金が、それぞれ主体となり制度を実施しています。

9 公平委員会の業務の状況

(1) 措置要求及び不服申立ての状況（令和元年度）

- ア 勤務条件に関する措置の要求の状況 0件
- イ 不利益処分に関する不服申立ての状況 0件